

行政経営プログラム

平成27年3月策定

石川県

～ は じ め に ～

本県では、これまでも、平成14年12月に策定した「新行財政改革大綱」を起点として、今日まで県民の皆様のご理解とご協力を得ながら、累次の行財政改革に取り組んできたところであり、平成23年3月に策定した「行財政改革大綱2011」(実施期間:平成23年度から平成27年度)についても、そこに掲げた各種の改革に積極果敢に取り組んでまいりました。

なかでも、行財政改革の最大のテーマである職員数の削減については、庶務業務の本庁への一元化や農林・土木事務所の再編など、業務そのものを見直しながら、地道な取組を積み重ね、半世紀前の水準以下にまでスリム化を図ってまいりました。

こうした職員数削減をはじめとする行財政改革の成果がようやく実を結び、本県財政は、平成26年度においても、3年連続で、基金の取り崩しに頼らない収支均衡を達成できる見込みとなっております。

職員数の削減については、これで一段落となるものの、引き続き、行政コストを縮減する「量」の改革を継続しつつ、今後は、職員一人ひとりの意識改革を進め、より質の高い行政組織への転換を図ることにより、行財政基盤を強固なものとするのが重要であり、人材や資産等の限られた資源を最大限に活用する「経営」の考え方を取り入れ、「質」に力点を置いた取組を進めていく必要があります。

こうした観点に立って、このたび、今後の行財政運営の理念や方針、具体的な取組を明示する新たな指針として、平成27年度から平成31年度までを実施期間とする「行政経営プログラム」を策定しました。

プログラムの策定に当たっては、県議会でのご議論をはじめ、行財政改革推進委員会のご意見をいただきましたほか、パブリックコメント等を通じて県民の皆様から貴重なご意見をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。

今後は、このプログラムを拠り所としまして、より質の高い県民本位の行政サービスの提供に向け、不断に改革を進めてまいりますので、県民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

目 次

I	策定の背景	1
II	基本理念	1
III	基本方針	1
IV	取組戦略	1
V	取組方法	2
VI	取組の内容	
1	柔軟かつ機動的な組織づくりと人材の育成・確保	
(1)	柔軟かつ機動的な組織づくり	3
(2)	スリムで効率的な組織運営	3
(3)	県民から信頼されるプロフェッショナルな職員づくり	3
2	県民の視点に立った行政サービスの提供	
(1)	県民との対話と県政への県民参加の促進	6
(2)	県民の利便性向上	7
(3)	効率的・効果的な行政サービス提供に向けた民間等との連携・協働	8
3	財政健全性の維持・向上	
(1)	財政健全性の維持・向上の基本方針	10
(2)	歳入の確保	10
(3)	歳出の抑制と計画的な財政運営	11
(4)	県有資産マネジメント	12
(5)	外郭団体の見直し	13

I 策定の背景

本県では、非常に厳しい財政状況の中、これまで職員数削減をはじめとする行財政改革に積極的に取り組んできました。その成果がようやく現れ始め、本県財政は、平成26年度においても、基金の取り崩しに頼ることなく、3年連続で収支均衡を達成する見込みとなりました。

一方で今後は、高齢化の進展による社会保障関係経費の増加、北陸新幹線敦賀延伸による負担増といった将来のコスト増に備えるとともに、多様化する県民ニーズに機動的に対応し、従来にも増して県民が実感できるより質の高い行政サービスを提供していく必要があります。

今後の行財政運営にあたっては、こうした課題に対応するべく、引き続き、行政コストの縮減に努めるとともに、限られた資源（ヒト・モノ・カネ等）を最大限活用し、より効率的・効果的な運営を行う「行政経営」に重きを置きながら「平時の改革」に不断に取り組むことが重要です。

こうしたことから、今後の行財政運営の理念や方針、具体的な取組を明示する新たな指針として「行政経営プログラム」を策定しました。

II 基本理念

限られた資源を最大限活用した、効率的・効果的な行政経営の推進
～コストを縮減しつつ、「質」に力点を置いた諸改革の推進による
より質の高い県民本位の行政サービスの提供～

III 基本方針

行政コストを縮減する「量」の改革を継続しつつ、効率的・効果的な行政経営に向けた「質」に力点を置く「平時の改革」へシフトし、不断の改革の実践により県庁の総合力（パフォーマンス）を向上させることで、より質の高い県民本位のサービスの提供を目指します。

IV 取組戦略

1 柔軟かつ機動的な組織づくりと人材の育成・確保

【組織の改革】・【職員の改革】

直面する様々な課題への対応や、新たに策定する長期構想の着実な実現に向け、効率的・効果的な施策展開を図るための組織体制を構築します。

また、質の高い行政サービスを提供するため、県民から信頼されるプロフェッショナルな職員づくりを推進します。

2 県民の視点に立った行政サービスの提供 **【業務の改革】**

多様化する県民ニーズに対応するため、県民との対話や県政への県民参加の促進を図りつつ、民間をはじめとする多様な主体との連携・協働を推進し、従来にも増して質の高い行政サービスの提供に努めます。

3 財政健全性の維持・向上 **【財政運営の改革】**

収支均衡にとどまることなく、引き続き歳入の確保や更なる行政コストの縮減に努め、将来の備えとして、必要な資金を基金に積み立てるなど、財政健全性の一層の向上を推進します。

V 取組方法

1 実施期間

平成27年度～平成31年度（5年間）

2 実施体制

（1）県民の意見、提案の反映

県民の意見、提案の把握については、議会の審議や県民からの広聴などによるほか、民間有識者による審議をもって対応し、本プログラムの取組に反映します。

（2）行政経営プログラムの進行管理の徹底

庁内の行政経営プログラム会議を中心に全庁的な体制で職員が一丸となって本プログラムの推進に努めることとし、行政経営課においてその進行管理を行います。

（3）実施計画と実施状況の公表

本プログラムに基づく各年度の取組の実施計画及び前年度の取組やその成果などの実施状況については、年度ごとに公表します。

（4）国に対する提案・要望

地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができる真の分権型社会の実現に向け、権限移譲や地方税財源の充実確保など、地方分権改革が着実に推進されるよう、全国知事会等を通じて、地方の視点から国に対し積極的に提案・要望します。

VI 取組の内容

1 柔軟かつ機動的な組織づくりと人材の育成・確保

(1) 柔軟かつ機動的な組織づくり

新たに策定する長期構想の着実な実現に向け政策課題に的確に対応する組織体制を整備するとともに、地方創生など複数の部局にまたがる課題に対しても柔軟かつ機動的に対応する。

(2) スリムで効率的な組織運営

既に昭和38年の水準以下にまで削減し、他県に比べても少ない職員数のもと、今後とも業務のあり方を不断に見直すことにより、適正な定員管理を行う。

ア 適正な定員管理

業務のあり方を不断に見直すことにより、組織や事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、定員を適正に管理

・職員の旅費支給業務の見直し（H27年度～）

旅費支給業務の民間委託の導入に向け、業務内容の見直しを実施

・海外事務所の見直し（H27年度）

県内企業の東南アジアへの展開を支援するシンガポール事務所を開設する一方、ニューヨーク事務所を廃止

イ 審議会等の見直し

・歯科技工士国家試験委員会の廃止（H27年度）

・調理師試験委員会の廃止（H27年度）

・卸売市場審議会の廃止（H27年度）

(3) 県民から信頼されるプロフェッショナルな職員づくり

従来にも増して質の高い行政サービスを提供していくため、積極果敢にチャレンジする人材の育成を進めるなど、県民から信頼されるプロフェッショナルな職員づくりを推進する。

特に、女性職員がその意欲と能力を十分に発揮できるよう、女性が活躍できる環境の整備に努める。

① 女性が活躍できる環境の整備

ア 女性職員のキャリア支援

- ・若手女性職員キャリア形成支援研修の実施（H27年度～）
結婚・出産等によるライフステージの変化への不安解消や第一線で仕事を継続する意欲を維持するための研修を実施
- ・育児などを担う職員の人材育成に関する管理職研修の実施
（H27年度～）
育児等で勤務時間に制約のある職員の将来のキャリア形成や仕事と家庭の両立を考慮した働き方に関する管理職研修を実施

イ 仕事と子育ての両立支援

- ・子育て応援カフェの実施（H28年度～）
子育て中の職員を対象に、育児経験のある女性管理職等が育児と仕事の両立等について助言
- ・赤ちゃん参観日の実施（H28年度～）
※赤ちゃん参観日
育児休業復帰前に職場で赤ちゃんを紹介し、仕事と子育ての両立に対する職場の理解を促進する仕組み
- ・男性職員の育児休業等取得促進（H27年度～）
子が生まれた職員を対象とした育児休業・育児参加休暇取得計画、小学校入学までの子を持つ職員を対象とした育児ウィーク（仮称）計画の提出を推奨

ウ 女性の積極的な登用等

- ・意欲と能力のある女性職員の本庁グループリーダー登用による人材育成
部下の管理や業務遂行のマネジメントを担う最初の役職である本庁グループリーダーへの登用を推進することにより、将来の管理職を担うことができる人材を育成
- ・女性警察官の採用の拡大
女性警察官の割合を10%とする目標の達成(H33年度目途)に向けて、募集活動を強化し、女性警察官の採用を拡大

② 積極果敢にチャレンジする人材の育成・確保

ア 職員研修の充実

- ・新任グループリーダー研修の充実・強化（H27年度～）
グループリーダーの役割や必要な能力に関する講義を追加
- ・3年目職員企画立案研修の実施（H27年度～）
入庁3年目の職員を対象に、自ら企画・実行するためのノウハウを習得させる研修を実施

- ・若手女性職員キャリア形成支援研修の実施（H27年度～）
（P.4に掲載）
- ・育児などを担う職員の人材育成に関する管理職研修の実施
（H27年度～）（P.4に掲載）
- ・困難に打ち克つ心之力（レジリエンス）を高める研修の実施
（H27年度～）
- ・市町職員との合同研修の拡大（H27年度以降）
- ・キャリア・サポーター制度の充実（H27年度～）
入庁2年目の職員が、職場外の先輩職員との交流を通じて仕事のノウハウ等を得るキャリア・サポーター制度を出先機関にも拡大

イ 公務プラスワン活動の促進（H27年度～）（P.6に掲載）

ウ 県庁マンシッププロジェクトの取組の強化（H27年度～）
（P.6に掲載）

エ 職員募集活動の推進

職員採用説明会の充実（首都圏及び関西圏での開催）など

③ ワークライフバランスの推進

ア 時間外勤務の縮減

イ 仕事と子育ての両立支援（P.4に掲載）

④ メンタルヘルス対策の充実

ア 職員のストレスチェックの実施（H28年度～）

全職員を対象に医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を実施

イ 困難に打ち克つ心之力（レジリエンス）を高める研修の実施
（H27年度～）（上に掲載）

⑤ ICTを活用した職員の業務能率の向上

ア 外出先からの庁内情報システムの活用（H27年度～）

出張時のメール確認など外出先からのグループウェアの利用による業務の迅速化、効率化

- イ グループウェアの情報共有機能の充実（H27年度～）
プロジェクトチーム等で情報共有できる機能の追加

2 県民の視点に立った行政サービスの提供

（1）県民との対話と県政への県民参加の促進

県民の視点に立った行政サービスの提供に向け、県政出前講座等による県民との対話や県政情報提供の充実とともに、県政への県民参加の促進を図る。

① 県民との対話

- ア 県政出前講座の拡充（H27年度～）
 - ・小学生～大学生向け講座の充実
 - ・専門性の高い講座の充実
 - ・受講申込に電子申請を導入
- イ 公務プラスワン活動の促進（H27年度～）
 - 職員の公務外の地域活動（ボランティア、自治会、PTA等）への積極的な参加を推奨
 - 表彰制度の創設など職員の地域活動に対する意識を高める方策を検討
- ウ 県庁マンシッププロジェクトの取組の強化（H27年度～）
 - 職員一人ひとりが広報マンとしての役割を担っていることを自覚し、様々な機会を通じた広報活動を実践する取組を追加
 - ※県庁マンシッププロジェクト
 - 県民との良好なパートナーシップを築くため、職員のコミュニケーションスキルや県民サービスの向上に向けた取組を実施（H23年度～）

② 県政情報提供の充実

- ア 県ホームページのスマートフォン対応化（H27年度～）
- イ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を活用した広報広聴の推進（H27年度～）
 - ・SNS活用ガイドライン（仮称）の策定 など
 - ※ソーシャルネットワーキングサービス
 - インターネット上で友人を紹介しあって個人間の交流を支援するサービス（例：フェイスブック）

- ウ 行政データの民間開放（オープンデータ）の推進（H27年度～）
専用ホームページ等により、統計情報・観光素材等の県保有データの二次利用を促進

③ 県政への県民参加の促進

- ア 審議会委員への女性登用率向上
施策の立案・決定過程への女性の参画の拡大を図るため、女性登用を推進
- イ ふるさと納税の促進（H27年度～）
寄附者が使途を選択できるよう仕組みを見直し

（2）県民の利便性向上

行政手続の迅速化・簡素化、県税等の納付方法の多様化、施設サービスの向上やICTを活用した行政サービス向上など県民の利便性向上を図り、県民の視点に立った行政サービスの提供に努める。

① 行政手続の迅速化、簡素化

- ア 行政手続に係る事務処理日数の短縮（H27年度～）
旅券の通常発給日数、栄養士免許証発行日数などの短縮
- イ マイナンバー（個人番号）制度を活用した行政手続の簡素化
（H29年度～）
社会保障、税、災害対策分野における申請書類削減など

② 県税等の納付方法の多様化

- ア コンビニ納付の拡大
・育英資金貸付金返還金（H27年度～）
・個人事業税、不動産取得税（H28年度～）
- イ 口座振替収納取扱金融機関の拡大（H28年度～）
ゆうちょ銀行における口座振替収納の開始

③ 施設サービスの向上

- ア 施設利用者アンケートの拡充（H27年度～）
対象施設を拡大するとともに、各施設にアンケート投函箱を常設

- イ 県央土木総合事務所の移転
管轄区域のほぼ中央に位置し、道路アクセスの良い金沢市直江町地内へ移転
県央農林総合事務所などと合築
- ウ 産業展示館の使用申請窓口の一本化（H27年度～）
使用目的によって県と指定管理者に分かれていた申請窓口を指定管理者に一本化
- エ 海洋漁業科学館の入館料の無料化（H27年度～）

④ ICTを活用した行政サービスの向上

- ア 県ホームページのスマートフォン対応化（H27年度～）
(P.6に掲載)
- イ SNSを活用した広報広聴の推進（H27年度～）（P.6に掲載）
- ウ 行政データの民間開放（オープンデータ）の推進（H27年度～）
(P.7に掲載)
- エ マイナンバー（個人番号）制度を活用した行政手続の簡素化
(H29年度～)（P.7に掲載）

(3) 効率的・効果的な行政サービス提供に向けた民間等との連携・協働

多様化する県民ニーズに対応するため、「民間にできることは民間に任せる」という考え方のもと、業務の民間委託や指定管理者による施設管理など民間のノウハウや創意工夫を活用した行政サービスの提供をさらに推進する。

また、NPOや市町等への必要な支援にも努めつつ、企業や大学、NPO、市町、他県といった多様な主体との連携・協働を推進する。

① 民間のノウハウ・創意工夫を活用した行政サービスの提供

- ア 下水道公社の廃止（H30年度以降）
下水道公社を廃止し、流域下水道施設の指定管理者を公募
- イ 民間委託等の導入・拡大（H27年度以降順次）
・新たに委託等を行うもの
— 職員の旅費支給業務（P.3に掲載）

- 一 調理師試験業務
- 一 河北潟農業排水施設操作業務
- 一 ダム管理事務所宿日直業務
- 一 育英資金貸付金返還金の未収金回収業務
- ・委託等の範囲を広げるもの
- 一 浄水場運転監視業務
- 一 道路保全、道路パトロール業務

ウ 夕日寺健民自然園への指定管理者制度の導入（H27年度～）

エ 指定管理者制度の運用見直し（H27年度～）

更なる効率的な運営やサービス向上の観点から、指定期間を原則5年に延長

② 民間や市町・他県等との連携・協働の推進

ア 協定締結等による企業、大学等との協働の推進

協定締結等を通じて県と企業、大学等がそれぞれの特性や資源を有効に活用し、より効果的・効率的に公共サービスを提供

イ NPO・ボランティア等の活動支援に関する相談窓口の拡充

（H27年度～）

加賀・能登地域においてNPO活動支援センターが出張相談を実施

ウ いしかわ我がまちアドプト制度の対象事業の拡大（H27年度～）

臨港道路、港湾緑地に拡大

エ 道路空間の有効活用の推進（H27年度～）

のと里山海道においてテント市等に開放

オ 市町職員との合同研修の拡大（H27年度以降）（P.5に掲載）

カ 他県との広域連携の推進

県域を越える広域的な課題に対応するため、交流人口拡大や産業振興など様々な分野で広域連携を推進

3 財政健全性の維持・向上

(1) 財政健全性の維持・向上の基本方針

◎ 持続可能な財政基盤の確立

臨時財政対策債に係る公債費の増などが、地方交付税にルールどおり上積みされることを前提に、単年度の収支均衡の維持にとどまらず、中長期的な展望に立ちながら計画的に年度間の財政負担の平準化を図るとともに、将来への備えとして、必要な資金を基金に積み立てることを目指す

◎ 県債残高の抑制

臨時財政対策債、能登半島地震復興基金に係る転貸債を除き、県債残高を前年度以下の水準に抑制

◎ 地方交付税の確保と税制の抜本改革についての国への要請

増加する社会保障関係経費を将来にわたり賄うための安定財源が確保されるよう、国に対し積極的に要請

(2) 歳入の確保

個人県民税等の滞納整理の推進や納税しやすい環境の整備により税収の確保に努めるほか、県有財産の処分・有効活用による財産収入の確保や債権回収対策の推進等により税外収入の確保にも積極的に取り組み、歳入の確保を図る。

① 税収の確保

ア 地方税滞納整理機構を活用した個人県民税等の滞納整理の推進

イ コンビニ納税の拡大（H28年度～）（P.7に掲載）

ウ 口座振替収納取扱金融機関の拡大（H28年度～）（P.7に掲載）

② 税外収入の確保

ア 財産収入の確保

・ 県有財産の処分の推進

紀尾井会館の売却 など

・ 県有財産の有効活用の推進

遊休財産の公募による有償貸付 など

- イ 広告収入の確保
- ウ ふるさと納税の促進（H27年度～）（P.7に掲載）
- エ 使用料・手数料の見直し
- オ 債権回収対策の推進
 - ・育英資金貸付金返還金のコンビニ納付の導入（H27年度～）
（P.7に掲載）
 - ・育英資金貸付金返還金の未収金回収業務の民間委託（H27年度～）
（P.9に掲載）
 - ・母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還相談体制の充実（H27年度～）
貸付償還相談員の配置
 - ・口座振替収納取扱金融機関の拡大（H28年度～）（P.7に掲載）

（3）歳出の抑制と計画的な財政運営

更なる行政コストの縮減に向け、投資的経費の抑制や一般行政経費の見直しなどに努める。また、将来の公債費負担の増加に備え、公債費負担の平準化を図るなど計画的な財政運営を推進する。

- ① 投資的経費の抑制
 - 地域経済、雇用情勢にも配慮しつつ、標準財政規模に対する投資的経費の割合を全国中位を目途に順次抑制
（H25年度＝38.8% 全国第7位）
- ② 総人件費の適正管理
 - 適正な定員管理の徹底により総人件費を適正に管理する
 - なお、給与制度については国の動向等を踏まえ適切な対応を図る
- ③ 一般行政経費の見直し
 - ア 庁内情報システムのサーバの集約（庁内クラウドの構築）
 - 庁内の情報システムを統合サーバ（庁内クラウド）に集約することによるコスト縮減
 - イ 職員の旅費支給業務の見直し（P.3に掲載）

④ 公営事業の見直し

- ア 流域下水道施設の管理体制の見直し（H30年度以降）
(P. 8 に掲載)
下水道公社を廃止し、流域下水道施設の指定管理者を公募
- イ 浄水場運転監視業務の民間委託の拡大（H27年度～）
(P. 9 に掲載)
- ウ 金沢競馬の経営改善
単年度収支均衡を基本に、引き続き経営改善に努める

⑤ 公債費負担の平準化

北陸新幹線敦賀延伸など本県の発展に必要な基盤整備に係る公債費負担の増加に備え、繰上償還などにより、公債費を平準化

(4) 県有資産マネジメント

県有施設（建築物、インフラ施設）の老朽化が進行する中、安全性の確保や長期的な視点に立ち財政負担の軽減・平準化を図るため、長寿命化対策や廃止・集約などによる適正な管理を推進する。また、未利用の県有財産については、歳入確保や管理コスト縮減の観点から、処分等を積極的に推進する。

① 県有施設の適正管理

- ア 長寿命化対策などによる県有施設（建築物、インフラ施設）の効率的・効果的な維持管理の推進
- イ 出先機関庁舎の適正配置
・県央土木総合事務所の移転（P. 8 に掲載）
- ウ 職員公舎・住宅の廃止・集約
入居率が低い公舎等を順次廃止し、集約
- エ 県営住宅の管理戸数の見直し
県営住宅の集約化に向け、建替えに合わせて戸数の縮減を実施するとともに、廃止が見込まれる住宅団地の新規入居者募集を停止

② 県有財産の処分の推進（P. 10 に掲載）

③ 県有財産の有効活用の推進（P. 10 に掲載）

(5) 外郭団体の見直し

外郭団体については、各団体を取り巻く環境変化を踏まえ、その果たすべき役割や県関与のあり方等について見直しを行い、統廃合や県派遣職員の順次引き揚げを行うとともに、更なる経営の効率化を推進する。

- ア 外郭団体に対する県派遣職員の引き揚げ
県派遣職員の配置の必要性を改めて検討し、順次引き揚げ
- イ 下水道公社の廃止（H30年度以降）（P.8に掲載）
- ウ 北陸エアターミナルビルと北陸国際航空貨物ターミナルの統合
（H27年度）
旅客事業と貨物事業の一体的運営による効率化を図るため統合
- エ いしかわ子育て支援財団の業務の見直し（H27年度）
企業における一般事業主行動計画の策定の進捗に伴い、ワークライフバランス関連業務を県で一体的に実施
- オ 林業公社の分収造林事業における分収比率見直しの推進
目標：平成28年度末に進捗率100%
- カ まちづくり技術センターの業務の見直し（H27年度以降）
まちづくりに関する調査、計画等の受託業務を廃止
- キ 金沢勤労者プラザの運営の見直し
運営体制及び支援のあり方の検討
- ク 県民ふれあい公社の管理施設の利用促進
 - ・施設の相互連携等による利用促進
複数施設利用者への割引制度や施設共通利用券の検討
学校・各種団体行事の誘致やリピーター確保に向けた情報発信の強化
- ケ 外郭団体における基金の見直し
 - ・情報化基盤整備促進基金、研究開発助成基金（産業創出支援機構）
（H28年度）
国の原資引き揚げに合わせて、基金を廃止
 - ・いしかわ緑のまち基金（H27年度）
新幹線開業を機に、緑と花によるまちなかのおもてなし空間の整備等を推進するため、基金を取り崩し、新たな事業を実施

行政経営プログラム

策定：平成27年3月

石川県総務部行政経営課

〒920-8580 金沢市鞍月 1-1 TEL : 076-225-1246

ホームページ : <http://www.pref.ishikawa.lg.jp/gyoukaku/>
